

利用証の更新について（お知らせ）

令和3年より利用証を5年ごとに更新していただきます

【目的】 登録者の新しい情報を確認することにより、緊急時における対応等を迅速かつ適切に行うため

【更新期間】 5年ごと

【必要な証明】 ○**障害者**： 障害者手帳（手帳をお持ちでない場合はお問い合わせください）

○**高齢者(65歳以上)**： 運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード等年齢を証明できるもの
※保険証の場合は他の公的な証明書と併せてお持ちください

【令和3年の対象者】 **平成29年12月までの登録者**

更新対象者の利用証番号

No.100001～101571	No.200001～200166	No.300001～300220	No.500001～500243
No.600001～600818	No.700001～700190	No.800001～807245	No.S00001～S00323

※上記対象者の更新期間は、令和4年12月末日(開館日)までとします。

※更新期間中に更新できなかった場合は、新規登録になります。

※高齢者が障害者手帳の対象者になった場合は、区分変更します。(そのまま高齢者区分での利用の場合を除く)